肉用子牛生産者補給交付金交付要綱

平成２年３月31日付け農林水産省指令２畜Ａ第1000号承認
平成２年３月31日付け元畜団第1698号
一部改正　平成４年３月31日付け農林水産省指令４畜Ａ第694号承認
平成４年３月31日付け３畜団第1776号
一部改正　平成７年３月17日付け農林水産省指令７畜Ａ第758号承認
平成７年３月17日付け６畜団第1741号
一部改正　平成８年10月１日付け８農畜団第38号
一部改正　平成14年４月25日付け農林水産省指令14生畜第534号承認
平成14年４月30日付け14農畜団第220号
一部改正　平成14年10月23日付け農林水産省指令14生畜第4648号承認
平成14年10月24日付け14農畜機第1455号
一部改正　平成15年10月１日付け15農畜機第197号
一部改正　平成20年４月２日付け20農畜機第８号
一部改正　平成27年３月18日付け26農畜機第5323号
一部改正　平成30年３月８日付け29農畜機第6333号
一部改正　令和２年３月12日付け元農畜機第7286号
一部改正　令和３年３月30日付け２農畜機第7340号
一部改正　令和５年３月30日付け４農畜機第7315号
一部改正　令和７年３月26日付け６農畜機第8468号

第１　趣旨

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和６３年法律第９８号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により行う生産者補給交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、法、肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和６３年政令第３４７号。以下「令」という。）、肉用子牛生産安定等特別措置法施行規則（平成元年農林水産省令第４６号）、「肉用子牛生産安定等特別措置法の施行について」（平成元年１２月２１日付け元畜Ａ第３４６２号農林水産事務次官依命通達。以下「施行通達」という。）、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年１２月２１日付け元畜Ａ第３４６３号農林水産省畜産局長通達）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和

３０年政令第２５５号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第２　交付金の交付

機構は、法第６条第１項の規定に基づき、指定協会に対し、予算の範囲内で、当該指定協会が生産者補給金交付契約（以下「交付契約」という。）に係る肉用子牛につきその生産者に交付する生産者補給金の全部又は一部に充てるため、交付金を交付するものとする。

第３　交付金の金額

１ 機構が交付する交付契約に係る肉用子牛についての交付金の金額は、令第３条本文に規定する各期間（施行通達第３の２の（３）のウに掲げる品種にあっては、令第３条ただし書に規定する期間）ごと及び指定協会ごとに、保証基準価格から平均売買価格（その平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合にあっては、その合理化目標価格）を控除した金額に、交付契約に係る肉用子牛であって、当該期間内に、その肉用子牛の生産者が満６月齢に達した日以後満１２月齢に達する日までの間に販売したこと又はその肉用子牛の生産者が飼養しており、かつ、満１２月齢に達したことにつき、当該指定協会が確認をしたものの頭数に相当する数を乗じて得た金額とする。

２　保証基準価格及び合理化目標価格が肉用子牛の品種別に定められる場合には、１中「保証基準価格」とあるのは「肉用子牛の品種別の保証基準価格」と、「平均売買価格」とあるのは「当該品種別の平均売買価格」と、「合理化目標価格」とあるのは「当該品種別の合理化目標価格」と、「控除した」とあるのは「それぞれ控除した」と、「頭数に相当する数を乗じて得た金額」とあるのは「当該品種別の頭数に相当する数をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額」とする。

第４　交付金の交付手続

１　交付金の交付申請

交付金の交付を受けようとする指定協会は、生産者補給交付金に係る生産者補給金交付計画（以下「交付計画」という。）を作成の上、毎年度５月３１日までに、別紙様式第１号により、生産者補給交付金交付申請書を当該指定協会の指定をした都道府県知事（以下「都道府県知事」という。）を経由して独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

２　交付金の交付決定変更承認

指定協会は、交付金の交付決定が行われた後において、交付計画の変更又は生産者補給金の交付の中止若しくは廃止をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第２号により、生産者補給交付金交付決定変更承認申請書を都道府県知事を経由して理事長に提出し、理事長の承認を受けるものとする。

３　交付金の交付

（１）理事長は、生産者補給金の交付が円滑に行われるため必要があると認めるときは、交付決定額の範囲内であって、かつ、第３の金額に応じて、交付金の概算払を行うことができるものとする。

（２）指定協会は、交付金の概算払を請求しようとする場合には、原則として、毎年度、前年度の第４四半期に第３の１の指定協会の確認の対象となる事実の発生した肉用子牛に係る交付金については６月１０日までに、第１四半期に第３の１の指定協会の確認の対象となる事実の発生した肉用子牛に係る交付金については９月１０日までに、第２四半期に第３の１の指定協会の確認の対象となる事実の発生した肉用子牛に係る交付金については１２月１０日までに、第３四半期に第３の１の指定協会の確認の対象となる事実の発生した肉用子牛に係る交付金については翌年の３月１０日までに、それぞれ別紙様式第３号により、生産者補給交付金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

ただし、施行通達第３の２の（３）のウに掲げる品種にあっては、毎年度、前年度に第３の１の指定協会の確認の対象となる事実の発生した肉用子牛に係る交付金については６月１０日までに、別紙様式第３号により、生産者補給交付金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

４　実績報告

指定協会は、毎年度、機構から受ける交付金の交付が完了したときは、その完了した日（ただし、第３四半期に第３の１の指定協会の確認の対象となる事実の発生した肉用子牛に係る交付金がない場合は、当該第３四半期に係る平均売買価格が告示された日）から起算して１か月を経過した日又は交付金の交付決定のあった年度の翌年度の４月２０日のいずれか早い期日までに別紙様式第４号により、生産者補給金交付実績（精算）報告書を理事長に提出するものとする。

第５　提出書類の写しの都道府県知事への提出

指定協会は、この要綱の規定により理事長に提出する書類（第４の

１の生産者補給交付金交付申請書及び第４の２の生産者補給交付金交付決定変更承認申請書を除く。）については、その写しを都道府県知事に提出するものとする。

第６　帳簿等の整備保管等

１　指定協会は、交付金に係る経理については、他と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとし、その保存期間は、交付金の交付が完了した年度の翌年度から起算して５年間とする。

２　前項に基づき整備保管すべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により整備保管が可能なものは、電磁的記録によることができるものとする。

３　理事長は、この要綱に定めるもののほか、交付金の交付について、必要に応じ、指定協会に対し、報告を求めることができるものとする。

第７　その他

指定協会は、交付契約に係る肉用子牛の生産者に対し、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和６年１２月２０日付け６環バ第２７８号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に示されたひな形に基づき、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）（以下「環境負荷低減チェックシート」という。）に記載する各取組について、業務対象年間中に実施する旨をチェックした上で、原則として、業務対象年間中に１回以上、環境負荷低減チェックシートを提出すること等を指導することに努めるものとする。

附　則（平成２年３月３１日付け元畜団第１６９８号）

この要綱は、農林水産大臣の承認のあった日から施行し、平成２年４月１日から適用する。

附　則（平成４年３月３１日付け３畜団第１７７６号）

この要綱の改正は、農林水産大臣の承認のあった日から施行し、平成４年４月１日から適用する。

附　則（平成７年３月１７日付け６畜団第１７４１号）

この要綱の改正は、農林水産大臣の承認のあった日から施行し、平成７年

４月１日から適用する。

附　則（平成１４年４月３０日付け１４農畜団第２２０号）

１　この要綱の改正は、農林水産大臣の承認のあった日から施行し、平成１４年４月１日から適用するものとする。

２　令附則第５項の規定により平均売買価格の算出の単位となる期間の特例措置が定められている場合には、要綱第３の１中「四半期（令第３条に規定する各期間をいう。）ごと」とあるのは「月（令附則第５項に規定する期間をいう。）ごと」と、「当該四半期内に」とあるのは「当該月内に」と、同第４の３の（２）中「毎年度、前年度の第４四半期に第３の１の指定協会の確認の対象となる事実の発生した肉用子牛に係る交付金については６月１０日までに、第１四半期に第３の１の指定協会の確認の対象となる事実の発生した肉用子牛に係る交付金については９月１０日までに、第２四半期に第３の１の指定協会の確認の対象となる事実の発生した肉用子牛に係る交付金については１２月１０日までに、第３四半期に第３の１の指定協会の確認の対象となる事実の発生した肉用子牛に係る交付金については翌年の３月１０日までに」とあるのは「毎月、当該月に第３の１の指定協会の確認の対象となる事実の発生した肉用子牛に係る交付金については翌月の末日までに」と、「同別紙様式第３号」とあるのは「附則様式第１号」と、第４の４中「同別紙様式第４号」とあるのは「附則様式第２号」とする。

附　則（平成１４年１０月２４日付け１４農畜機第１４５５号）

この要綱の改正は、農林水産大臣の承認のあった日から施行し、平成１４年１０月１日から適用するものとする。

附　則（平成１５年１０月１日付け１５農畜機第１９７号）

この要綱の改正は、平成１５年１０月１日から適用するものとする。

附　則（平成２０年４月２日付け２０農畜機第８号）

この要綱の改正は、平成２０年４月１日から適用する。

附　則（平成２７年３月１８日付け２６農畜機第５３２３号）

この要綱の改正は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月８日付け２９農畜機第６３３３号）

この要綱の改正は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月１２日付け元農畜機第７２８６号）

１　この要綱の改正は、令和２年４月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の要綱第３の１の規定は、令和３年度以後の交付金の金額の算出について適用し、令和２年度の交付金の金額の算出については、

なお従前の例による。

３　令和２年度においては、要綱第４の３の（２）ただし書の規定の適用については、当該ただし書中「前年度」とあるのは「前年度の第４四半期」とする。

附　則（令和３年３月３０日付け２農畜機第７３４０号）

この要綱の改正は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月３０日付け４農畜機第７３１５号）

この要綱の改正は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月２６日付け６農畜機第８４６８号）

この要綱の改正は、令和７年４月１日から施行する。

（別紙様式第１号）

生産者補給交付金交付申請書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

所在地
○○○県肉用子牛価格安定基金協会
代表者氏名

令和　年度における生産者補給交付金　　円を下記の生産者補給交付金に係る生産者補給金交付計画に基づき交付されたく、肉用子牛生産者補給交付金交付要綱第４の１の規定により申請します。

記

１　生産者補給交付金に係る生産者補給金交付計画

保証基準価格の品種区分	①生産者補給金交付見込頭数	②生産者補給交付金単価	③生産者補給交付金交付見込額（①×②）
	頭	円／頭	円
合　　計		―	

２　生産者補給交付金交付申請額
（上記１の③の合計欄の金額に同じ。）

（注）１　生産者補給金交付見込頭数は、毎年度、「その他の肉専用種」以外の品種区分にあっては前年度の１月１日から当年度の１２月３１日までの間に、「その他の肉専用種」にあっては前年度の４月１日から３月３１日までの間に、それぞれ販売又は保留の確認が見込まれる交付契約に係る肉用子牛の頭数を記入すること。
２　生産者補給交付金単価は、毎年度、保証基準価格から合理化目標価格を控除した金額を記入すること。
３　申請書の提出は、当該指定協会の指定をした都道府県知事を経由して行うこと。

（別紙様式第２号）

生産者補給交付金交付決定変更承認申請書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

所在地
〇〇〇県肉用子牛価格安定基金協会
代表者氏名

令和 年　月　日付け　第　号により交付決定通知のあった令和　年度の生産者補給交付金については、下記のとおり変更したいので承認されたく、肉用子牛生産者補給交付金交付要綱第４の２の規定により申請します。

記

１　変更の理由
２　変更の内容（交付決定通知の内容と変更後の内容を２段書きし、変更に係る部分について変更前を（　）書きで上段に記載する。）
（１）生産者補給交付金に係る生産者補給金交付計画

保証基準価格の品種区分	①生産者補給金交付見込頭数	②生産者補給交付金単価	③生産者補給交付金交付見込額（①×②）
	頭	円／頭	円
合　　計		―	

（２）生産者補給交付金交付申請額
（上記（１）の③の合計欄の金額に同じ。）

（注）申請書の提出は、当該指定協会の指定をした都道府県知事を経由して行うこと。

（別紙様式第３号）

生産者補給交付金概算払請求書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

所在地
〇〇〇県肉用子牛価格安定基金協会
代表者氏名

令和 年　月　日付け　第　号により交付決定通知のあった生産者補給交付金について、下記により生産者補給交付金　　円を概算払により支払われたく、肉用子牛生産者補給交付金交付要綱第４の３の規定により請求します。

記

１　概算払総括表
　別紙のとおり

２　概算払請求額　　円

３　振込先金融機関名等
（１）金融機関名　　〇〇銀行　〇〇支店
（２）預金の種類
（３）口座番号
（４）口座名義

別紙様式第３号の別紙①

概算払総括表（その他の肉専用種以外の品種区分）

今回概算払対象期間（令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日）

（単位：人、頭、円）

交付金交付対象期間	保証基準価格の品種区分				合計
令和 年 １月１日～ ３月３１日	交付対象生産者数				
	交付対象頭数	販売	（　　）	（　　）	（　　）
		保留	（　　）	（　　）	（　　）
		合計（⑦）①	（　　）	（　　）	（　　）
	② 個体登録抹消に係る返還対象頭数				
	③ 生産者補給交付金単価				―
	④ 生産者補給交付金額（①×③）				
	⑤ 当期過不足金額（④－③×⑦）				
	⑥ うち個体登録抹消に係る過不足金額（②×③）				
令和　年 ４月１日～ ６月３０日	交付対象生産者数				
	交付対象頭数	販売	（　　）	（　　）	（　　）
		保留	（　　）	（　　）	（　　）
		合計（⑦）①	（　　）	（　　）	（　　）
	② 個体登録抹消に係る返還対象頭数				
	③ 生産者補給交付金単価				―
	④ 生産者補給交付金額（①×③）				
	⑤ 当期過不足金額（④－③×⑦）				
	⑥ うち個体登録抹消に係る過不足金額（②×③）				
令和　　年 ７月１日～ ９月３０日	交付対象生産者数				
	交付対象頭数	販売	（　　）	（　　）	（　　）
		保留	（　　）	（　　）	（　　）
		合計（⑦）①	（　　）	（　　）	（　　）
	② 個体登録抹消に係る返還対象頭数				
	③ 生産者補給交付金単価				―
	④ 生産者補給交付金額（①×③）				
	⑤ 当期過不足金額（④－③×⑦）				
	⑥ うち個体登録抹消に係る過不足金額（②×③）				
令和　　年 １０月１日～ １２月３１日	交付対象生産者数				
	交付対象頭数	販売	（　　）	（　　）	（　　）
		保留	（　　）	（　　）	（　　）
		合計（⑦）①	（　　）	（　　）	（　　）
	② 個体登録抹消に係る返還対象頭数				
	③ 生産者補給交付金単価				―
	④ 生産者補給交付金額（①×③）				
	⑤ 当期過不足金額（④－③×⑦）				
	⑥ うち個体登録抹消に係る過不足金額（②×③）				
今回概算払請求額	⑧ 過不足額の合計（⑤の合計）				
	⑨ 生産者補給交付金額				
	⑩ 今回概算払請求額（⑧＋⑨）Ａ				

（注）　1 四半期ごとの交付対象生産者数の合計は、同一の生産者を1者と数えて記入すること。

2 交付対象頭数の変更が生じた場合は、（　）内に変更前の交付対象頭数を記入すること。

3 今回概算払請求額の⑨生産者補給交付金額については、概算払請求をする対象期間の④の額を記入する。

4 生産者補給交付金単価は、保証基準価格から平均売買価格（その平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合にあっては、その合理化目標価格）を控除した金額を記入すること。

5 個体登録抹消に係る返還が生じた場合には、抹消された肉用子牛の一覧表を添付すること。

別紙様式第３号の別紙②

概算払総括表（その他の肉専用種）

今回概算払対象期間（令和　　年４月１日～令和　　年３月３１日）

（単位：人、頭、円）

<table>
<tr><td colspan="2">交付金交付対象期間</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="9">令和　年
４月１日～
令和　年
３月３１日</td><td colspan="2">交付対象生産者数</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">交付対象
頭数</td><td>販売</td><td>（　　）</td></tr>
<tr><td>保留</td><td>（　　）</td></tr>
<tr><td>合計（⑦）①</td><td>（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">②　個体登録抹消に係る返還対象頭数</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">③　生産者補給交付金単価</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">④　生産者補給交付金額（①×③）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤　当期過不足金額（④－③×⑦）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">⑥　うち個体登録抹消に係る過不足金額（②×③）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">今回概算払
請求額</td><td colspan="2">⑧　過不足額の合計（⑤の合計）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">⑨　生産者補給交付金額</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">⑩　今回概算払請求額（⑧＋⑨）　B</td><td></td></tr>
</table>

（注）

1 交付対象頭数の変更が生じた場合は、（　）内に変更前の交付対象頭数を記入すること。

2 今回概算払請求額の⑨生産者補給交付金額については、概算払請求をする対象期間の④の額を記入する。

3 生産者補給交付金単価は、保証基準価格から平均売買価格（その平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合にあっては、その合理化目標価格）を控除した金額を記入すること。

4 個体登録抹消に係る返還が生じた場合には、抹消された肉用子牛の一覧表を添付すること。

別紙様式第３号の別紙③

概算払総括表（全品種）

（単位：円）

交付決定額	
既概算払額	
今回概算払請求額（Ａ＋Ｂ）	
未交付額	

（注）　今回概算払請求額には、別紙様式第３号の別紙①のＡ及び別紙②のＢの合計を記入すること。

（別紙様式第４号）

生産者補給金交付実績（精算）報告書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

所在地
〇〇〇県肉用子牛価格安定基金協会
代表者氏名

令和　年度における生産者補給交付金に係る生産者補給金の交付については、下記のとおり完了したので、肉用子牛生産者補給交付金交付要綱第４の４の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

なお、併せて精算金　　円の交付を請求します。

記

１　生産者補給金交付実績総括表
別紙のとおり

２　生産者補給金交付精算額　　円
別紙のとおり

３　振込先金融機関名等
（１）金融機関名　　〇〇銀行　〇〇支店
（２）預金の種類
（３）口座番号
（４）口座名義

別紙様式第４号の別紙①

１－１　生産者補給金交付実績総括表（その他の肉専用種以外の品種区分）

（単位：人、頭、円）

交付金交付対象期間	保証基準価格の品種区分				合計
令和　年 １月１日～ ３月３１日	交付対象生産者数				
	交付対象頭数	販売	（　　）	（　　）	（　　）
		保留	（　　）	（　　）	（　　）
		合計①	（　　）	（　　）	（　　）
	② 生産者補給交付金単価				―
	③ 生産者補給交付金額（①×②）				
令和　年 ４月１日～ ６月３０日	交付対象生産者数				
	交付対象頭数	販売	（　　）	（　　）	（　　）
		保留	（　　）	（　　）	（　　）
		合計①	（　　）	（　　）	（　　）
	② 生産者補給交付金単価				―
	③ 生産者補給交付金額（①×②）				
和　　年 ７月１日～ ９月３０日	交付対象生産者数				
	交付対象頭数	販売	（　　）	（　　）	（　　）
		保留	（　　）	（　　）	（　　）
		合計①	（　　）	（　　）	（　　）
	② 生産者補給交付金単価				―
	③ 生産者補給交付金額（①×②）				
令和　年 １０月１日～ １２月３１日	交付対象生産者数				
	交付対象頭数	販売	（　　）	（　　）	（　　）
		保留	（　　）	（　　）	（　　）
		合計①	（　　）	（　　）	（　　）
	② 生産者補給交付金単価				―
	③ 生産者補給交付金額（①×②）				
令和　年 合計 １月１日～ １２月３１日	交付対象生産者数				
	交付対象頭数	販売	（　　）	（　　）	（　　）
		保留	（　　）	（　　）	（　　）
		合計	（　　）	（　　）	（　　）
	生産者補給交付金額				

（注）　1 生産者補給金とは、生産者補給交付金に係るものをいう。

2 品種区分ごとの交付対象生産者数の年間合計は、同一の生産者を1者と数えて記入すること。
また、四半期ごと及び年間合計の交付対象生産者数の合計についても、同様に同一の生産者を1者と数えて記入すること。

3 生産者補給交付金単価は、保証基準価格から平均売買価格（その平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合にあっては、その合理化目標価格）を控除した金額を記入すること。

別紙様式第４号の別紙②

１－２　生産者補給金交付実績総括表（その他の肉専用種）

（単位：人、頭、円）

<table>
<tr><td>交付金交付対象期間</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">令和　年
４月１日～
令和　年
３月３１日</td><td colspan="2">交付対象生産者数</td><td>―</td></tr>
<tr><td rowspan="3">交付対象
頭数</td><td>販売</td><td>（　　）</td></tr>
<tr><td>保留</td><td>（　　）</td></tr>
<tr><td>合計①</td><td>（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">②　生産者補給交付金単価</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">③　生産者補給交付金額（①×②）</td><td></td></tr>
</table>

（注）　1 生産者補給金とは、生産者補給交付金に係るものをいう。

2 生産者補給交付金単価は、保証基準価格から平均売買価格（その平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合にあっては、その合理化目標価格）を控除した金額を記入すること。

別紙様式第４号の別紙③

２　生産者補給交付金の精算額

（単位：円）

区分 保証基準価格の品種区分	生産者補給金交付実績額 ①	生産者補給交付金の既概算払額 ②	生産者補給交付金精算額 ①－②
合計			

（注）　1 生産者補給金とは、生産者補給交付金に係るものをいう。

2 精算額が生じた場合には、別紙様式第３の別紙①に準じた様式にその内訳を記入し添付すること。

3 当該年度における交付対象期間中に、登録抹消に係る返還が生じた場合は、抹消された肉用子牛の一覧表を添付すること。